

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	奈井江町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.naie.hokkaido.jp/kurashi/todokede/shakaihosho/">http://www.town.naie.hokkaido.jp/kurashi/todokede/shakaihosho/</a>

執行機関名 奈井江町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年訓令第11号)による私立幼稚園就園奨励費に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第24号)別表第1第5の項  奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年訓令第11号)による私立幼稚園就園奨励費に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年訓令第11号)第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者が <u>保育料等の減免</u> をする場合に、奈井江町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付についての必要な事項を定めるものとする。 第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合は、別表第1及び別表第2に定める範囲内において補助を行うものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条の補助金の交付をするか否の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う場合は、保護者に係る市町村民税に関する情報